



脱炭素化に向けた取組

～2050年カーボンニュートラルを目指して～

令和3年5月25日

環境省近畿地方環境事務所 環境対策課

西田 雄士



1. 脱炭素化に向けた気運
2. 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案について
3. 国・地方脱炭素実現会議の状況
4. 環境省版「地方創生」

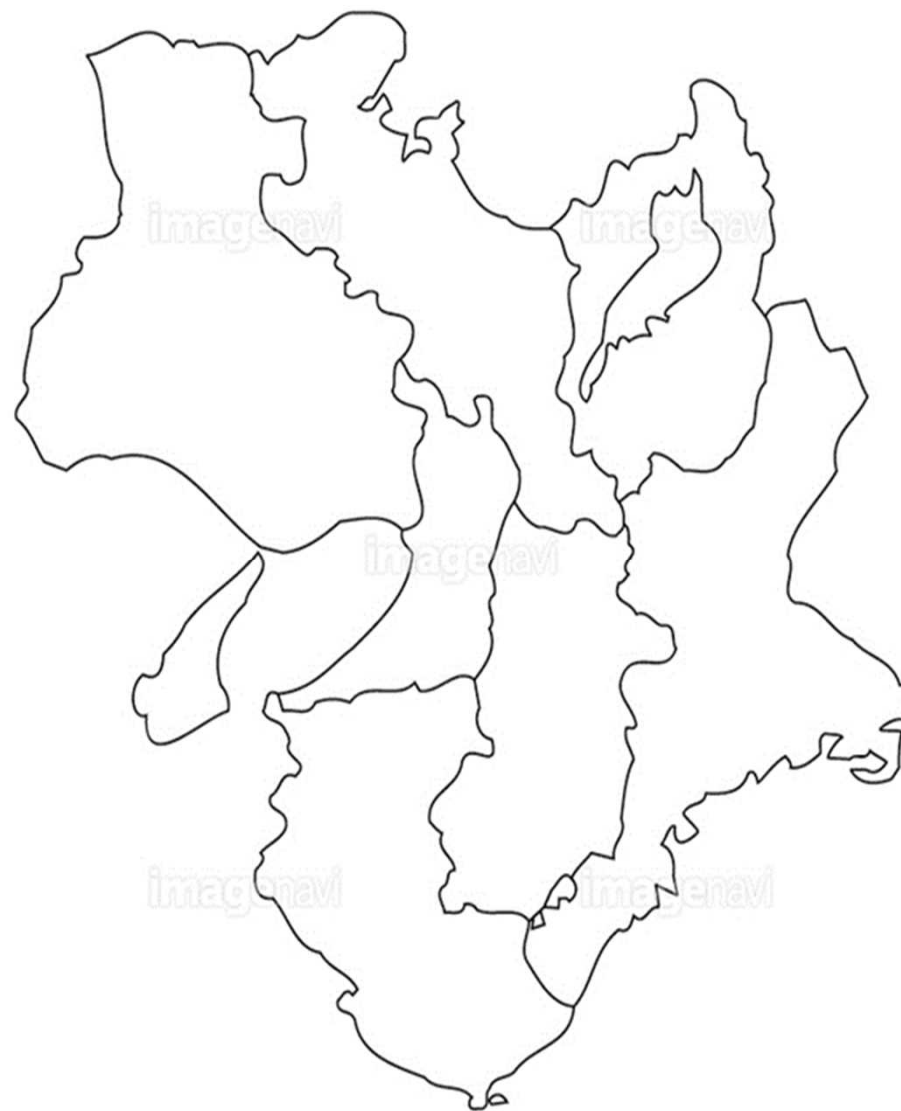
- 2020年10月26日に行われた第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。
- 同30日に行われた地球温暖化対策推進本部において、菅総理より「2050年カーボンニュートラルへの挑戦は日本の新たな成長戦略である」とし、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しの加速を指示。



地球温暖化対策を
日本の成長戦略へ

- 集中豪雨、森林火災、大雪など、世界各地で異常気象が発生する中、脱炭素化は待ったなしの課題です。同時に、気候変動への対応は、我が国経済を力強く成長させる原動力になります。こうした思いで、私は2050年カーボンニュートラルを宣言し、成長戦略の柱として、取組を進めてきました。
- 地球規模の課題の解決に向け、我が国は大きく踏み出します。**2050年目標と統合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46パーセント削減することを目指します。さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けてまいります。**この後、気候サミットにおいて、国際社会へも表明いたします。
- 46パーセント削減は、これまでの目標を7割以上引き上げるものであり、決して容易なものではありません。しかしながら、世界のものづくりを支える国として、次の成長戦略にふさわしい、トップレベルの野心的な目標を掲げることで、世界の議論をリードしていきたいと思っております。
- 今後は、目標の達成に向け、具体的な施策を着実に実行していくことで、経済と環境の好循環を生み出し、力強い成長を作り出していくことが重要であります。再エネなど脱炭素電源の最大限の活用や、投資を促すための刺激策、地域の脱炭素化への支援、グリーン国際金融センターの創設、さらには、アジア諸国を始めとする世界の脱炭素移行への支援などあらゆる分野で、できる限りの取組を進め、経済・社会に変革をもたらしてまいります。
- 各閣僚には、検討を加速していただきますようお願いいたします。

- | | | |
|-------|-------|--------|
| ■ 滋賀県 | ■ 大阪府 | ■ 兵庫県 |
| 湖南市 | 阪南市 | 豊岡市 |
| ■ 京都府 | 豊中市 | ■ 奈良県 |
| 京都市 | 吹田市 | 生駒市 |
| 与謝野町 | 高石市 | 天理市 |
| 宮津市 | 能勢町 | 三郷町 |
| 大山崎町 | 河内長野市 | ■ 和歌山県 |
| 京丹後市 | 堺市 | 那智勝浦町 |
| 京田辺市 | 八尾市 | |
| 亀岡市 | 和泉市 | |
| 福知山市 | ■ 兵庫県 | |
| ■ 大阪府 | 明石市 | |
| 枚方市 | 神戸市 | |
| 東大阪市 | 西宮市 | |
| 泉大津市 | 姫路市 | |
| 大阪市 | 加西市 | |



ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業



【令和3年度予算 800百万円（新規）】



自治体における脱炭素化（ゼロカーボンシティの実現）のための基礎情報を整備・提供します。

1. 事業目的

気象災害の激甚化や「新たな日常」への移行等を踏まえ、自治体が活用できる気候変動対策に関する基礎情報・ツールを整備し、地域における脱炭素化（ゼロカーボンシティの実現）を促進する。

※ゼロカーボンシティ：「2050年までにCO2排出量実質ゼロ」を表明した自治体（令和2年12月15日現在 192自治体が表明 人口規模約8,986万人）

2. 事業内容

①自治体の気候変動対策や温室効果ガス排出量等の現状把握（見える化）支援

ゼロカーボンシティ実現のため、地方公共団体実行計画策定・実施等支援システムの整備や地域の温室効果ガスインベントリの提供により、自治体の気候変動対策や温室効果ガス排出量等の現状把握（見える化）を支援する。併せて環境省としても自治体の施策の実施状況を把握する。

②ゼロカーボンシティの実現に向けたシナリオ等検討支援

ゼロカーボン実現に向けた長期目標・シナリオ、具体的対策に関する調査検討や、統合モデル・シミュレーション開発を通じた経済活動回復と脱炭素化を両立するための転換シナリオ検討等を踏まえつつ、自治体向けの計画策定ガイドライン等として取りまとめ、自治体等へフィードバックを行う。

③ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の合意形成等の支援

ゼロカーボンシティ実現のために必要となる地域における徹底した省エネと再エネの最大限の導入を促進するため、地域経済循環分析やEADAS（環境アセスメントデータベース）等を地元との合意形成ツールとして整備する。

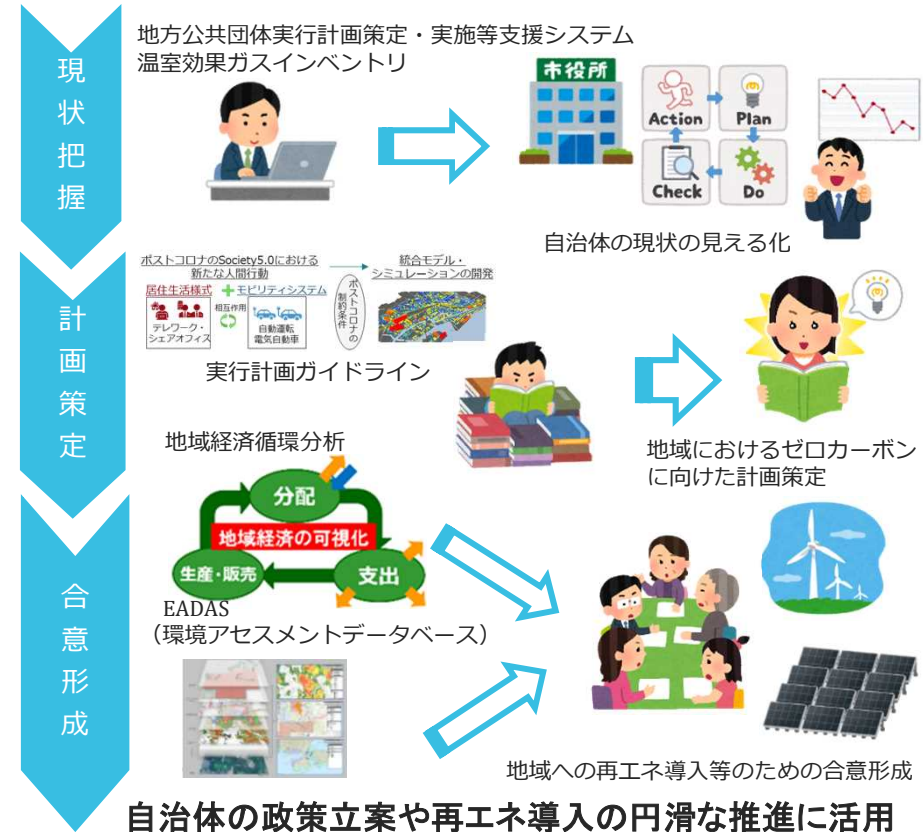
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体／研究機関
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4.

事業イメージ

ゼロカーボンシティ実現や再エネ導入のための情報基盤整備



お問合せ先：

環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、
地球環境局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室：03-5521-8247

2. 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案について 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案の概要

令和3年3月2日閣議決定



■ 背景

- 昨年、我が国は、**パリ協定**に定める目標（＝世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、**2050年カーボンニュートラル**を宣言。
- 自治体の「**ゼロカーボンシティ**」宣言の実現等に向け、自治体が中心となり、**円滑な地域合意を図り、地域の再エネ資源等を地域の課題解決にも貢献する形で利用していく環境整備**が必要。（地域トラブル事例の減少にも資する）
- **脱炭素経営**に取り組む日本企業を後押しするため、こうした企業の取組が**投資家等から適切に評価される環境整備**が必要。

■ 主な改正内容

1. パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

- **パリ協定**に定める目標を踏まえ、**2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上**、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。
- これにより、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し**予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

2. 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、**施策の実施に関する目標**を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（**地域脱炭素化促進事業**）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。
- 市町村から、実行計画に適合していること等の**認定**を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、**関係法令のワンストップ化等の特例※**を受けられることとする。
※特例：①自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係手続のワンストップサービス
②事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）の省略
- これにより、地域における円滑な合意形成を図り、地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。

3. 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告**を原則化するとともに、**開示請求の手続なし**で公表される仕組みとする。
※ 法改正と併せ、報告者・情報利用者の双方にとって利便性の高いシステムの構築も推進する。
- また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**の事務として、**事業者向け**の啓発・広報活動を追加する。
- これにより、企業の排出量等情報の**より迅速かつ透明性の高い形での見える化**を実現するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。
＜改正法の施行期日：1. 公布の日／2. 3. 公布の日から1年以内で政令で定める日＞

背景及び方向性

- 地方公共団体の実行計画で定める**再エネの利用促進**等の施策について、その**実施目標**の設定までは法律上求めていない。
- また、ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、地域資源である**再エネの活用が重要**であるが、再エネ事業に対する**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**が課題。
- これを踏まえ、**実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した**地域脱炭素化促進事業**(※)を推進する仕組みを創設し、**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**地域の脱炭素化を促進**。
(2025年度までに都道府県の実行計画における再エネ目標策定率を、約30%(2019年度)から100%になるよう目指す。)

改正案

1. 都道府県の実行計画制度の拡充

- (1) 実行計画の実効性を高めるため、**都道府県・政令市・中核市の実行計画**において、再エネ利用促進等の施策(※1)に関する事項に加え、**施策の実施に関する目標を追加**する(※2)（第21条第3項）。

※1 施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

- (2) **都道府県の実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、（地域脱炭素化促進事業について市町村が定める）**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる(※2)（第21条第6項及び第7項）。

※2 (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、**住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取**（第21条第10項及び第11項）や（協議会が組織されているときは当該）**協議会における協議**が必要（第21条第12項）。

（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。）

2. 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案について 地域における脱炭素化の促進に関する改正内容（2）

2. 市町村による実行計画の策定

(1) **市町村（指定都市等は除く。）**は、**実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じて**再エネ利用促進等の施策**（※）と、**施策の実施目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。

※ 施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

(2) **市町村**は、(1)の場合において、協議会も活用しつつ、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項**として、**促進区域**（※1）、**地域の環境の保全**のための取組、**地域の経済及び社会の持続的発展**に資する取組等を**定めるよう努める**こととする（※2）（第21条第5項）。

※1 **環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準**に従い、かつ、（都道府県が定めた場合にあっては）**都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準**に基づき、定めることとなる。（第21条第6項及び第7項）

※2 (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、**住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取**（第21条第10項及び第11項）や（協議会が組織されているときは当該）**協議会における協議**が必要（第21条第12項）。

（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。）

3. 地域脱炭素化促進事業の認定

(1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者**は、事業計画を作成し、**地方公共団体実行計画に適合すること等**について**市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。

(2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等****手続のワンストップ化**（※）や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略も可能といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

※ **自然公園法**に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、**温泉法**に基づく土地の掘削等の許可、**廃棄物処理法**に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、**農地法**に基づく農地の転用の許可、**森林法**に基づく民有林等における開発行為の許可、**河川法**に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

※2. 及び3. の運用を適正かつ円滑に進める仕組みとして、**国の支援や関与**に関する以下の規定を設ける。

- ・ **国及び都道府県**は、**市町村**に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な**情報提供、助言その他の援助を行うよう努める**（第22条の12）。
- ・ **環境大臣**は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、**関係地方公共団体の長**に対し、必要な**資料の提出又は説明を求める**ことができる（第61条第2項）。

2. 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案について

(参考) 地球温暖化対策推進法の一部改正法案 (地域の脱炭素化促進制度のフロー図)

政府による地球温暖化対策計画の策定

- 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

※既存の実行計画制度を拡充

+省令・ガイドラインでのルール整備

+都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

○都道府県 = 事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策※の実施目標【義務】
※施策のカテゴリ: ①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成
- 市町村が地域脱炭素化促進事業※の促進区域を設定する際の環境配慮の方針
※地域の再エネ資源を活用した地域の脱炭素化を促進する事業
(例: 再エネを導入し、自治体内の事業所・家庭や公共交通で利用する事業)

合意形成
プロセス

○市町村 = 円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標【政令市・中核市: 義務、政令市等以外: 努力義務】
- 地域脱炭素化促進事業の促進区域 (省令・都道府県の環境配慮の方針に従い設定) 及び
地域ごとの配慮事項 (環境配慮、地域貢献※) 【努力義務】
※農林漁業の健全な発展に資する取組を定めた場合、農山漁村再エネ法に規定する基本計画とみなし、同法の特例も適用

住民や関係自治体
への意見
聴取

地域協議
会での
協議

許可等権
者への
協議

事業者による事業計画の申請

市町村による事業計画の認定

認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続 (配慮書) を省略

援助
(計画策
定の
促進)

2. 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案について (参考) 今回創設する地域の脱炭素化の仕組みに期待される効果

実行計画の策定

事業計画の認定

地方公共団体

<効果>

- ◆ 地域の再エネ資源の利用目標・方針の**合意形成**
 - 地域の再エネ資源のポテンシャルを踏まえた意欲的な目標設定
 - 環境保全の観点から支障のなさそうな立地の選定
 - 場所ごとに、環境配慮すべき事項や地域貢献の取組を整理



計画の策定

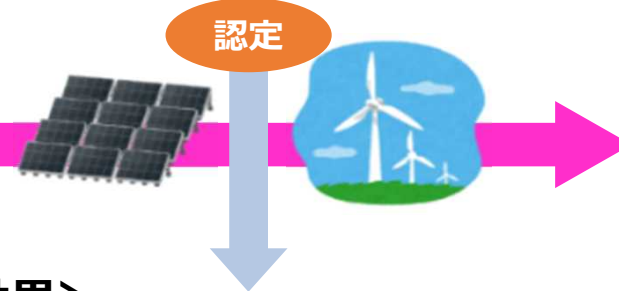
公表

<効果>

- ◆ 地域に貢献する**優良事例**を選定・推進

<事業のイメージ>

- 再エネを導入し、災害時も含め地域に供給
- 再エネの導入と一体でEV等の電動交通インフラを整備
- 廃棄物エネルギーを地域供給し、その利益で省エネ機器の普及を支援



認定

申請

事業計画の立案

<効果>

- ◆ 事業の**予見可能性**の向上
 - 地域配慮の観点からの事業候補地の選定の円滑化
 - 早期段階での関係者や課題の特定

事業の構想

<効果>

- ◆ 事業実施の**円滑化**

- 関係法令のワンストップサービス

自然公園法（公園内開発）、温泉法（土地掘削等）
 廃掃法（熱回収認定、処分場跡地形質変更）
 農地法（農地転用）、森林法（林地開発許可等）
 河川法（水利使用のため取水した流水を利用する発電の登録）

- 環境アセスの配慮書手続の省略
- 補助事業での加点措置等

地域主導で脱炭素化を加速

事業者

3. 国・地方脱炭素実現会議の状況

国・地方脱炭素実現会議

- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及び、それを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和2年12月25日の第1回では、ロードマップの趣旨・目的と各省・地方公共団体の取組を元に議論。
- 関係各方面からのヒアリング（第1回：2月16日、第2回：2月22日、第3回：3月11日、第4回：3月19日に実施。）を通じて、ロードマップの具体化とその実現の方策について検討を行い、令和3年4月20日の第2回では、ロードマップの骨子案を議論。
- 5月下旬頃に開催予定の第3回会議で取りまとめ、成長戦略等に反映。

構成メンバー：

<政府>

内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

<地方公共団体>

長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壺岐市長



第1回 国・地方脱炭素実現会議（令和2年12月25日）

3. 国・地方脱炭素実現会議の状況

地域脱炭素ロードマップ骨子（案）について



地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

2030年までに脱炭素を実現する先行地域を100カ所以上創出。
併せて、全国で重点対策を実施し、2050年脱炭素実現に貢献。

1) 先行して脱炭素を実現する地域をつくる

- 少なくとも**100カ所の脱炭素先行地域**で、2025年度までに脱炭素実現の道筋をつけ、**2030年度までに脱炭素を達成。**

※「脱炭素」は、民生部門（家庭や業務ビル等）の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ

- 農山漁村、離島、都市部の街区など多様な脱炭素の姿を示し、各地に広げる。

2) 全国で、脱炭素の基盤となる重点対策を実施（各地の創意工夫を横展開）

- ✓ **屋根置き等の太陽光**で地産地消 例：島田市等 小中学校にオンサイトPPAで太陽光発電し、災害拠点に
- ✓ **省エネ住宅**の普及拡大 例：鳥取県等 健康省エネ住宅NE-ST（基準設定し事業者認定）
- ✓ EV/FCV等の**電動車**の利用拡大 例：100以上の自治体 自動車メーカーとの防災協定による電動車活用
- ✓ 飲食店と連携した**食品廃棄**対策 例：京都市等 食ロス半減目標・食品販売期限の延長

3つの
具体策

- ① **地域の実施体制と国の積極支援のメカニズム構築**
- ② **「見える化」によるライフスタイルイノベーション**
- ③ **制度的アプローチ（ルールのイノベーション）**

地域脱炭素ロードマップのキーメッセージ

1. 地域脱炭素は、地域課題の解決につながる**地方創生** (**地域の魅力と質の向上**)

経済・雇用

再エネ・自然資源
地産地消

快適・利便

断熱・気密向上
公共交通

循環経済

生産性向上
資源活用

防災・減災

エネルギー確保
生態系の維持

✓ 我が国は、限られた国土を賢く活用し、面積あたりの太陽光を世界一まで拡大してきた。他方で、**再エネをめぐる現下の情勢は、課題が山積** (コスト・適地確保・環境共生など)。国を挙げてこの課題を乗り越え、**地域の豊富な再エネポテンシャルを最大限活かす**。

✓ 一方、9割超の自治体の**エネルギー収支が赤字**(2013年)再エネポテンシャルを最大限活用することにより、地域の中において資金を循環させることが重要。

2. **足元から5年間**に政策を総動員し (適用可能な最新技術による対策の集中実施)

① 100か所以上の脱炭素先行地域づくり

② 全国で脱炭素実現の基盤となる重点対策実施

により、脱炭素と地方創生の同時達成の姿を全国・海外に伝搬 (**脱炭素ドミノ**)



多くの地域で、2050年を待たず脱炭素を達成

同時に、地域課題を解決した強靱で活力ある地域社会を実現

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、我が国の電力供給量の最大2倍とも試算される再エネポテンシャルを最大限に活かす国づくりが不可欠。
- 太陽光発電設備を自らの屋根に置き、その電気を自ら消費する**自家消費型の太陽光発電**は、再エネの課題とされるコストや系統制約、土地造成による環境負荷などをクリアしており、既に大量導入可能な状況。
- 太陽光発電を自ら設置するほか、初期費用0円型太陽光（PPA）という選択肢もある自家消費型の太陽光は、公共、民間、個人など建築物・住宅の所有者であれば誰でも取組可能な「100人の一歩」となる取組。環境省として、各主体に取組を徹底していただくための仕組みを調整・検討していく。
- 誰もが取り組むことで、**電気は「買ってくるもの」から「自分で作るもの」へと転換**する。
- 併せて、**地域共生型の太陽光発電**も、再エネの主力エネルギー化には不可欠。地域が主体となって、地域エネルギーのポテンシャルを具現化することが重要であり、環境省としても伴走支援をしていく。
- 自家消費型や地域共生型の太陽光は、コスト低減や系統制約への挑戦などとともに、2030年までの脱炭素・分散型社会の基盤確立に向けた、要となる取組。

3. 国・地方脱炭素実現会議の状況 (参考) 太陽光発電の最大限の導入

- ①公共部門の率先実行、②民間企業や③住宅での自家消費とともに、④地域共生型太陽光発電の4つの切り口から、最大限の導入に取り組む。
- 環境省が旗を振り、仕組みや事業環境を整えていくとともに、関係省庁、自治体、産業界等の協力が不可欠。我が国が一丸となって取り組んでいく必要。

①公共部門の 率先実行 (自家消費、地域共生型)



北海道胆振東部地震
(H30.9) 停電発生
→停電発生と同時に自立運転
に切替え、最低限のコンセ
ントや電灯が使用可能に

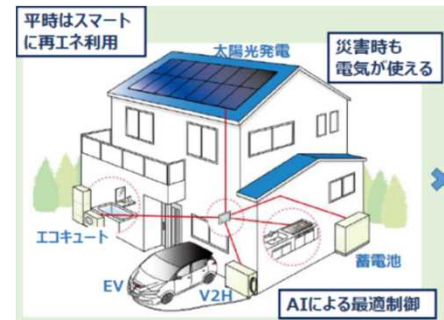
②民間企業での 自家消費



図) 栃木工場の太陽光発電設備(工場内の屋上の様子)

花王は、2019年2月から、グループ
の栃木工場の既設生産棟2棟の
屋根に約1,500kW分の自家消費
型PVを導入。

③住宅での自家消費



沖縄県宮古市は、宮古島未来エネ
ルギー、ネクステムズ沖縄電力と協定
を締結し、再エネとヒートポンプ給湯
器等をあわせて導入しエリアで制御す
ることで、再エネ電気を最大限活用
する実証事業を実施中

④地域共生型 太陽光発電



ため池に太陽光発電設備設置検
討に当たり、支障の有無を確認す
るチェックリストを用意し、円滑な利
用を促している事例がある。

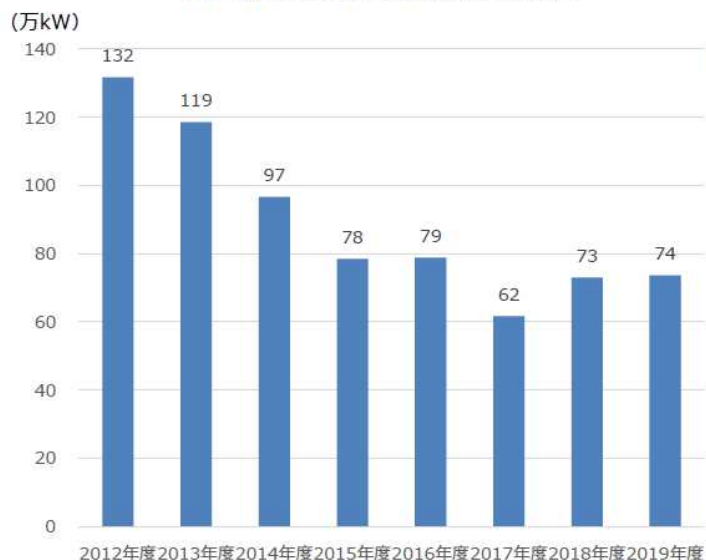
3. 国・地方脱炭素実現会議の状況 (参考) 太陽光発電を巡る現状

- 太陽光発電の**足元の導入スピード、コスト低減のスピード**はともに鈍化している。
- FIT案件の見込み減少や自家消費太陽光へのシフトの不確かさなどから将来の不安感が増大して撤退を余儀なくされているとの業界の声も出てきている。
- 2030年に向けた再エネの大量導入に向けて**新たな打ち手が必要**な状況。

住宅用太陽光

直近3年度の平均認定量は約70万kW。
新築は6～8万戸（一戸建住宅の新築着工数は持ち家28万、分譲15万で約40万戸程度で推移）

<住宅用太陽光発電の認定量推移>



事業用太陽光

直近3年度の平均認定量は320万kW。
今後の年間認定量は、足元の入札動向等を踏まえると、約100万kW前後。

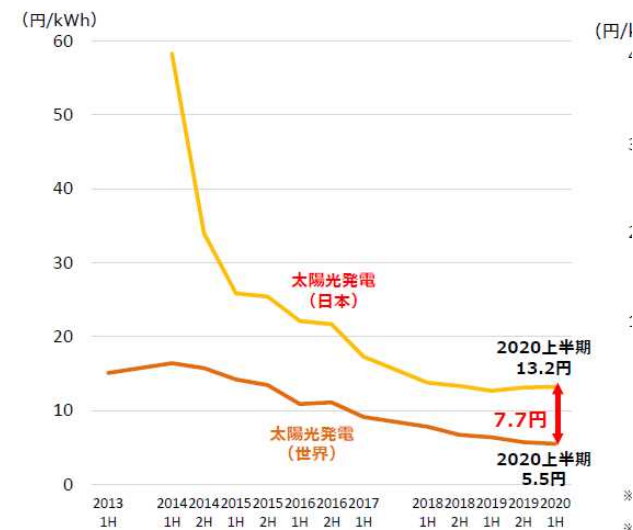
<事業用太陽光発電の認定量・導入量推移>



コスト動向

依然として世界より高く、2025年発電コスト7円/kWh目標に取り組む。
一方、適地減少・コスト増の懸念も。

<民間調査機関による世界と日本の太陽光発電のコスト推移>



※ Bloomberg NEFデータより資源エネルギー庁作成。1\$=110円換算で計算。

出所) 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (第27回) 資料 1

2021年4月20日 国・地方脱炭素実現会議 (第2回) 「環境省説明資料」より抜粋

- 自家消費型太陽光は、再エネの課題とされる**コストや系統制約をクリア**しており、大量導入可能な状況。
 - ・ コスト：系統電力と比較して経済性があり、再エネ賦課金の増加とならない
 - ・ 系統制約：発電した電力は自家消費するため、系統負荷がない、もしくは低い
- 太陽光発電の導入ペースは鈍化しており、**V字回復に向けた起爆剤として、公共部門における太陽光発電の率先導入**が重要。政府実行計画・地方公共団体実行計画も活用。
- さらに、企業・国民が所有する建築物・住宅での太陽光発電導入は、まさに**「100人の1歩」となる取組**。

既に系統電気より経済性がある

| | 家庭向け | 産業向け |
|------------------|-------|----------------|
| 電気料金 平均単価 (※) | 24.8円 | 17円 |
| 太陽光の FIT調達価格 | 21円 | 12円 (事業用入札) |

※資源エネルギー庁：日本のエネルギー 2020年度版「エネルギーの今を知る10の質問」

自家消費の場合、託送料金等のコストがかからないことを踏まえれば、FIT調達価格よりさらに安く、経済的な優位性はかなり高い状況にあると考えられる。

自家消費型は系統負荷がない、もしくは低い



図1 栃木工場の太陽光発電設備(生産棟の屋上の様子)

花王は、2019年2月から、グループの栃木工場の既設生産棟2棟の屋根に約1,500kW分の自家消費型PVを導入。

3. 国・地方脱炭素実現会議の状況 (参考) 再エネ事業モデルの多様化

- 自治体による設備機器の共同購入や案件の集約、事業者による初期費用ゼロの事業化などの創意工夫により、費用効率的に開発し、地域の経済循環や社会課題の解決につなげる事業モデルの普及が必要。
- **初期費用0円型太陽光（PPA事業）**は、化石エネルギー業界や通信業界、地域新電力など既に様々な主体がビジネスに参入しており、脱炭素社会に向けた移行を促すビジネス形態の一つ。
- 加えて、蓄電池、EVやヒートポンプ給湯器なども追加的に導入できれば、脱炭素でレジリエンスなライフスタイルを実現できる。これら需要側の機器も、購入するほか、初期費用0円でのPPA事業も可能であり、需給一体型での再エネ拡大も追及する。

太陽光発電を自ら設置

<北海津遠軽町>



北海道胆振東部地震 (H30.9) 停電発生

→停電発生と同時に自立運転に切替え、最低限のコンセントや電灯が使用可能に

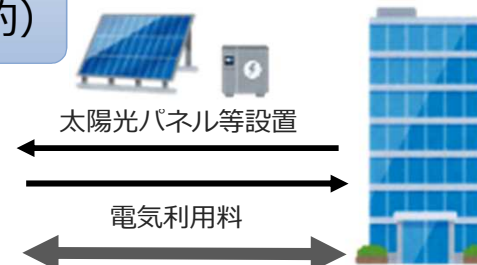
系統電力より経済的であるほか、地域のレジリエンス向上、エネルギー収支の改善を具現化

自家消費PPA（電力購入契約）



公共施設（需要家）

初期投資0円で自家消費。
系統電力より経済的



PPA

発電事業者・地域工務店の技術向上、雇用維持・創出
・地域ESG金融の実践

→ **公共部門、発電事業者、地域の三方良しであり、やらない理由はない**

- 系統電力としての太陽光発電は、環境アセスの実施等により規律ある大規模案件を形成するだけでなく、**地域共生型の太陽光発電**も推進していく必要。
- 地域が主体となった適地の発掘・案件の集約と、地域に信頼されるソーラービジネスの育成により、地域の再エネポテンシャルを活用。

<推進策の例>

① 公有地の利用

- 公共施設等（遊休地・遊休施設を含む）での率先導入

② 国の積極支援

- 国の地方支分部局が水平連携して、各地域の課題・ニーズを丁寧に吸い上げ、地域が実施する政策・事業を人材・技術情報・資金を含めて積極支援

③ 温対法改正の活用

- 地球温暖化対策法改正法案を活用し、円滑な地域合意を図りつつ、自家消費・需要近接の太陽光などの地域の未利用再エネを最大限に引き出す目標や促進区域の積極的な設定を促進

地域共生型太陽光発電の例



ため池



廃棄物処分場



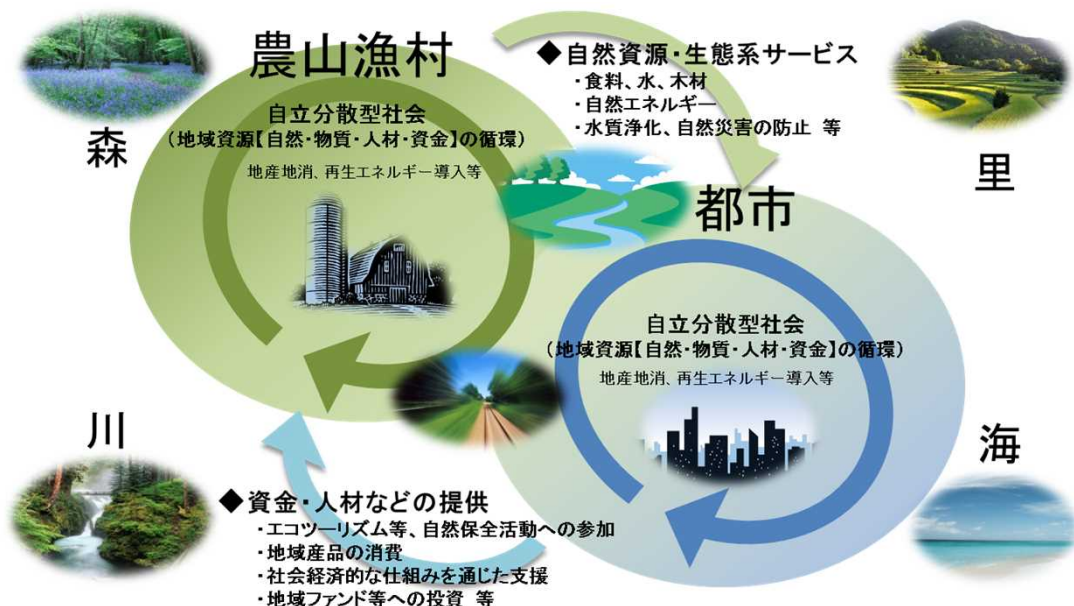
ソーラーシェアリング



浄水場

地域循環共生圏とは 以下、「地域循環共生圏創造の手引き」（令和3年3月。当省大臣官房環境計画課作成）より抜粋。

- 自分たちの足下にある地域資源を活用し、環境・経済・社会を良くしていくビジネスや事業といった形で社会の仕組みに組み込むとともに、例えば都市と農村のように地域の個性を活かして地域同士で支え合うネットワークを形成していくという、「自立・分散型社会」を示す考え方
- 地域循環共生圏の大きな特徴は、・（中略）・**環境・経済・社会の課題**の同時解決を目指すところです。地域でSDGsを実践することでもあるので「**ローカルSDGs**」とも呼ばれます。



環境省版の
「地方創生」



お問合せ先

**環境省 近畿地方環境事務所
環境対策課**

**最寄り駅：JR「桜ノ宮」駅
TEL：06-6881-6503**